

揮発油税特定石油化学製品移入届出書提出省略承認申請書の記載要領等

この申請書は、揮発油税特定石油化学製品移入届出書（以下「移入届出書」といいます。）の税務署への提出省略の承認を受けようとする場合に提出するものです。

なお、この申請書は、移入製造場又は移入蔵置場の所在地を所轄する税務署長に2通提出してください。

(注) 1 この申請の承認には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

2 この申請の承認を受けるには以下の要件があります。

(1) 承認を受けようとする場所（移入製造場又は移入蔵置場）が、特定石油化学製品を（2以上の場所から移入する場合には2以上の場所からの移入を併せて）月1回以上の頻度で継続的に移入する場所であること

(2) 揮発油税の保全上不相当と認められる事情がないこと

〈保全上不相当と認められる例〉

イ 申請者が現に揮発油税を滞納している場合又は滞納のおそれがあると認められる場合

ロ 申請者が申請の日前1年以内において揮発油税に係る期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けている場合で、その内容が特に悪質と認められるとき

ハ 申請の日前1年以内において、移入製造場又は移入蔵置場に移入した特定石油化学製品に係る移入届出書が、期限内に提出されなかったことがある場合

ニ 帳簿の備付け、記帳及び保存の状況等からみて、揮発油税の保全上不相当と認められる場合

【記載要領】

(1) 「移入製造場又は移入蔵置場の所在地及び名称」欄には、承認を受けようとする移入製造場又は移入蔵置場の所在地及び名称を記載します。

(2) 「移出場所の所在地及び名称」及び「移出者の住所及び氏名又は名称」欄には、承認を受けようとする移入製造場又は移入蔵置場へ、月1回以上の頻度で特定石油化学製品を継続的に移入する者の所在地又は住所及び氏名又は名称を記載します。

なお、2以上の移出場所からの移入を併せて、月1回以上の頻度で特定石油化学製品を継続的に移入する場合は、それらの移出者の所在地又は住所及び氏名又は名称を記載します。

※ 上記(1)と(2)が同一の者である場合には、この申請の承認を受けなくても移入届出書の所轄税務署への提出省略が可能です。

(3) 「移入の理由又は目的」欄には、特定用途に供する揮発油の製造用、スチレンの製造用、洗浄用等、特定石油化学製品を移入する理由又は目的を具体的に記載します。

(4) 「移入する揮発油の区分（品名等）」欄には、ベンゾール、トルオール、キシロール等、特定石油化学製品の種類を記載します。

(5) 「年間移入見込」欄には、移出場所から承認を受けようとする移入製造場又は移入蔵置場へ移入する年間の見込回数と見込数量を記載します。

(6) 「申請の理由」欄には、移入届出書の提出を省略し事務手続の簡略化を図るため等、申請を行う理由を具体的に記載します。